スターワン円定期預金規定

第1条(適用範囲)

本規定は、スターワン円定期預金(以下本規定で「本預金」といいます。)にかかる取引に適用されます。

第2条(預金への預け入れ)

本預金には、以下の資金を受け入れます。

- (1)現金
- (2)スターワン口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金

第3条(期間·支払時期)

- 1.本預金の期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預け入れ時にご希望の期間を選択してください。
- 2.事前に自動継続の申し込みがない限り、本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通 預金に入金します。

第4条(自動継続特約)

- 1.本預金が自動継続定期預金の場合には、自動継続の特約に従い、満期日に、自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。
- 2.本預金の継続後の利率は、継続日(満期日)における当行所定の利率とします。
- 3.自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金します。

第5条(利息)

- 1.本預金の利息は、毎月の預入日の応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入日時点で約定された利率(以下、本規定で「約定利率」といいます。)により、第3項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本規定において同様とします。)から当該利払日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱います。
- 2.前項にかかわらず、預金者が6ヵ月を超える預入期間の本預金について、預入時点で6ヵ月複利の方法で計算することを選択した場合は、本預金の利息は次項に従い6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に本預金とともに支払います。なお、第一回利息計算日においては預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本規定において同様とします。)から当該利息計算日の前日まで、満期日においては直前の利息計算日の翌日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱います。
- 3.付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。 第6条(期限前解約)
- 1. 本預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前にその全部または一部の解約をする ことはできません。なお、当行は、本預金の一部の解約を、6ヵ月超の預入期間の本預金のうち、預入 日から6ヵ月目の応当日を過ぎているものについてのみ取り扱います。また、一部解約は1万円以上と

- し、一部解約のなされた本預金が自動継続扱いである場合は、当行は一部解約後の預金残高について自動継続の取り扱いをします。
- 2.当行がやむを得ないものと認めて本預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間の本預金の利率(ただし、約定利率を上限とします。)から0.02%を差し引いた利率(ただし、0%を下限とします。)により計算し、解約元本とともに支払います。なお、前条第2項に基づく6ヵ月復利計算の本預金について一部解約がなされる場合は、一部支払いする元本について利息を計算します。
- 3.前項の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。

第7条(他の規定の適用)

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第8条(本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、

本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上